

令和5年度 第1回

# 議員説明会会議録

令和5年7月20日

小山広域保健衛生組合議会

# 令和5年度 第1回 小山広域保健衛生組合議会議員説明会次第

日 時：令和5年7月20日（木）

午後3時00分～

場 所：小山広域保健衛生組合

2階 大会議室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 報告事項

- (1) 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更並びに佐野地区衛生施設組合が脱退することに伴う財産処分に関する協議について
- (2) ごみ減量化施策について
- (3) 小山広域保健衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について
- (4) 廃棄物処理処分業者評価検討会議について
- (5) 小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業の進捗について
- (6) 小山聖苑指定管理者制度導入について
- (7) ペットボトルの水平リサイクルに関する協定について
- (8) 令和5年7月10日の突風・雹害等によって発生した野木町、小山市の災害廃棄物処理について

## 4 閉 会

◎開 会（午後3時10分）

○鹿久保礼子総務課長 それでは、ただいまから、小山広域保健衛生組合議員説明会を開会させていただきます。

本日の会議ですが、山野井孝議員より欠席する旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。本日の会議につきましては、現在、議長が欠けておりますので、小谷野晴夫副議長に議長の職務を代理していただきたくと存じます。

小谷野晴夫副議長、議長席までお願いいたします。

では、開会に当たりまして、小谷野副議長から、ご挨拶をいただきたくと存じます。

---

◎副議長挨拶

○小谷野晴夫副議長 皆様、改めまして、こんにちは。

代理議長ということで、議員説明会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、執行部からの依頼によりまして、議員説明会が開催の運びとなりましたが、議員の皆様方には、ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の報告事項は、「栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更並びに佐野地区衛生施設組合が脱退することに伴う財産処分に関する協議について」、「ごみ減量化施策について」、「小山広域保健衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について」、「廃棄物処理処分業者評価検討会議について」、「小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業の進捗について」、「小山聖苑指定管理者制度導入について」、「ペットボトルの水平リサイクルに関する協定について」の計7件でございます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

この後、執行部から説明がございしますが、議員の皆様からご意見を頂きながら、会議を進めて参りたいと思います。

なお、本日の議員説明会終了後、第2回議会臨時会、またその後に懇談会も予定されておりますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、会議の進行にあたりましては、各位の特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

◎管理者挨拶

○鹿久保礼子総務課長 ありがとうございます。

次に、管理者からご挨拶申し上げます。

○浅野正富管理者 改めまして、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、議員説明会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議員説明会ではありますが、報告事項計7件についてご説明申し上げます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

---

◎報告事項

○鹿久保礼子総務課長 ありがとうございます。

次に、報告事項に入りますが、小谷野副議長の進行により、お願いしたいと思います。  
副議長、よろしく願いいたします。

---

(1) 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更並びに佐野地区衛生施設組合が脱退することに伴う財産処分に関する協議について

○小谷野晴夫副議長 はい。それでは、議員説明会の進行役を務めさせていただきます。

次第書3、報告事項(1)の「栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更並びに佐野地区衛生施設組合が脱退することに伴う財産処分に関する協議について」、事務局から説明をお願いします。鹿久保総務課長。

○鹿久保礼子総務課長 はい。説明につきましては、着座にて説明させていただきます。

「栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更並びに佐野地区衛生施設組合が脱退することに伴う財産処分に関する協議について」、ご説明申し上げます。

資料1の1ページをご覧ください。

令和5年4月4日付栃総組第6号により栃木県市町村総合事務組合から2点依頼がありました。

1点目は、栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更です。

令和5年9月30日に佐野地区衛生施設組合が解散することに伴い、栃木県市町村総合事務組合から脱退するため、地方自治法第286条第1項の規定により、栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、栃木県市町村総合事務組合の関係地方公共団体である小山広域保健衛生組合の議決及び協議を行うものです。

2点目は、佐野地区衛生施設組合の退職手当支給事務について、地方自治法第289条の規定により財産処分が必要となることから、関係地方公共団体である小山広域保健衛生組合の議決及び協議を行うものです。

改正内容につきましては、2ページ新旧対照表、別表第1及び別表第2中「佐野地区衛生施設組合」を削るものとなります。

また改正規約は、令和5年10月1日から施行される予定です。

この規約の変更及び財産処分に関する協議につきましては、この後開催される第2回議会臨時会において、議案第9号、議案第10号として上程するものでございます。

説明は、以上でございます。

○小谷野晴夫副議長 ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明について、ご意見等がありましたら、発言をお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

---

## (2) ごみ減量化施策について

○小谷野晴夫副議長 ないようですので、次に(2)の「ごみ減量化施策について」、事務局から説明をお願いします。

深水政策課長。

○深水尚之政策課長 はい。着座にて失礼いたします。

「ごみ減量化施策について」、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料2をご覧ください。

最初に減量化10施策のうちの2つにあたります、「1指定ごみ袋制度」の「(1)経緯について」でございますけれども、組合では、昭和61年に建設された中央清掃センター160t焼却施設が老朽化しているため、令和9年4月の稼働を目指して、現在、第2期エネルギー回収推進施設、こちらは180t焼却施設でございますけれども、整備を進めているところでございます。

この施設を計画するにあたりまして、将来的な人口減少によって廃棄物も自然減少していくことが見込まれる中、新たな焼却施設の規模が過大なものにならないよう、市町と組合では他自治体の事例をもとに、達成可能な燃やすごみの削減目標を検討し、その達成を前提とした施設規模としたところでございます。整備が完了すると、現在よりも処理能力は増えますが、万一の災害時に発生する廃棄物の処理に備えるためにも平常時から、燃やすごみを削減しておくことが必要でございます。

令和3年6月、組合は廃棄物の減量化を検討するうえで、広く住民の皆様のご意見を反映するため、廃棄物減量化対策推進検討会を設置いたしました。令和4年1月には燃やすごみの減量化施策として、8割の自治体で導入済みと言われております「指定ごみ袋制度」を実施することについて提言を受けたところでございまして、これを契機に、市町と組合は指定ごみ袋制度の導入に向けた取り組みを進めてきたところでございます。

「(2)指定ごみ袋制度基本方針(案)について」でございますが、既に多くの自治体で導入実績がある指定ごみ袋制度につきましても、直近で導入実績のある自治体の事例を参考にいたしますとともに、令和4年12月に実施いたしました住民アンケートや令和5年5月に実施いたしました事業所アンケート、また、廃棄物減量化対策推進検討会でいただいたご意見に基づいて検討してまいりました。アンケートでは、いただいたご意見の中で最も多かったのが、住民、事業所に共通して経済負担が増えないようにしてほしいというご意見でございまして、次いで容量の多様化と袋の丈夫さに関するご意見でございました。

これらのご意見を反映するため、次の2つの方針を定めて制度設計を行ってまいりました。

①としまして、住民や事業者の経済負担をできる限り少なくすること。そのために、スケールメリットを最大化するべく、

②としまして、家庭系・事業系をできる限り共通の制度とすること、としたものでございます。

指定ごみ袋制度(案)の概要につきましては、恐れ入りますが、別紙1をご覧くださいと存じます。

こちら「1指定ごみ袋の仕様(案)」につきましても、表にまとめてございます。表の左から袋の材

質、容量などの項目、次が具体的な仕様、右がその仕様に至った検討のポイントになってございます。

まず袋の材質でございますが、一般的なポリエチレン製でございます。ポリエチレンには高密度と低密度の2種類がございまして、それぞれ強度や性質が異なります。表の中に、更に表でまとめてございます。

高密度につきましては、白色半透明の素材色で、強度が強いものの、伸びにくく裂けやすい性質がございまして。このため、厚さを薄くして安価な袋を作ることができます。販売店でまとめて安く売られているものは、概ねこの高密度のポリエチレン製でございます。

一方、低密度につきましては、無色透明の素材色で、高密度と比較すると強度は弱いものの、伸びやすく裂けにくい性質がございまして。このため、厚さを厚くすれば、破れにくくて丈夫な袋が作れますけれども、価格が高くなってしまいます。

経済性に優れる高密度と、価格が高くては丈夫な低密度、どちらにもそれぞれ需要がございまして、使う方のニーズに合わせて選択できるように検討したものでございます。

この他にも再生プラスチック等を含んだ、環境に配慮した製品を求めるとのご意見もございましたが、価格が高くなるデメリットもございまして、製造者がニーズに合わせて任意に製造できるようにいたしました。

次に、容量でございまして、15L、30L、45L、70Lの4種類としてございます。検討のポイントといたしましては、現在販売されているビニール袋の容量を踏まえまして、アンケートのご意見と先進自治体の事例を参考に検討したものでございます。

なお70Lにつきましては、主に事業所での利用を想定したものでございます。容量の種類を増やすほど利便性は高まりますが、スケールメリットが低下することで価格が高くなるデメリットがございまして、現在のところ4種類に絞り込んでございます。

続いて裏面をご覧くださいと存じます。

「2指定袋への表示(案)」でございまして。全体として、やさしい日本語に配慮しながら、資源物を分別していただくルールを最上部に表記することで、燃やすごみの削減にご協力いただけるようなデザインとしてございます。

「3指定袋の製造・流通・販売方法」でございまして、「製造業者認定方式」という方式を想定してございます。これは、行政が指定した仕様に沿った指定袋が製造できる製造業者をあらかじめ認定し、認定を受けた複数の製造業者が指定袋を自由に製造・流通・販売する方式でございまして、主な特徴といたしまして、

- (1) 製造業者や販売店間で自由競争が生まれ、価格低減が期待できること。
- (2) 袋の仕様を満たす条件内で、取手の有無や厚さ、環境への配慮など、様々な仕様の袋が流通する余地があり、住民のニーズに沿った選択の機会を提供できること。
- (3) 製造、流通、販売経路に既存の流通システムが活用できるため、スムーズな制度導入が可能であり、行政のコスト負担も不要なうえ、これまで通り幅広い販売店に扱っていただくことで、購入時の利便性も確保できること。

(4) 複数の製造業者に参入していただくことで、特定の製造業者に委託する場合に比べて供給の安定化が期待できること。

などが挙げられます。

「4 中央清掃センター直接搬入時の指定袋除外品目」でございしますが、中央清掃センターへの直接搬入時に、指定袋を使用しないことができる除外品目を想定してございます。具体的には、草、落ち葉、竹、ぬいぐるみや枕など、指定袋を使用しても分別の徹底によって減量化する余地がないものについては、あらかじめ除外品としてお知らせしてまいります。

恐れ入りますが、資料2にお戻りいただきたいと存じます。

現在、制度の導入時期を令和6年10月からとし、半年間の移行期間を経まして、令和7年4月から完全移行とするスケジュール案で検討してございます。

また今後、広く住民の皆様にご意見を伺うための素案といたしまして、先ほどご説明いたしました指定袋制度の内容に加えまして、ごみ処理の現状と減量化の必要性などをまとめました、「指定ごみ袋制度基本方針(案)」を策定いたしました。別紙2の方に添付してございます。詳細につきましては、恐れ入りますが、後ほどご確認いただければと存じます。

次に、「(3)今後のスケジュール」でございしますが、恐れ入りますが、別紙3をご覧いただきたいと存じます。別紙2の(案)が12ページございまして、後ろの別紙3でございまして。

指定ごみ袋制度基本方針(案)につきましては、今月、管理者決裁で決定いたしまして、今後、市町において議員説明会をはじめ、住民説明会や環境審議会などを開催し、広く意見を募集いたします。

いただいたご意見は年内を目途に組合で集約させていただきまして、最終的に令和6年1月にパブリックコメントを実施し令和5年度内に基本方針を決定する予定でございまして。令和6年度当初からはこの基本方針を基に、市町で本格的に説明会を開催してまいります。

恐れ入りますが、資料2にお戻りいただきたいと存じます。

「2 その他の減量化施策について」でございしますが、市町と組合では、指定ごみ袋制度以外にも、以下の8つの減量化施策に取り組んでございます。引き続き市町と組合が連携して実施してまいりたいと考えているところでございます。

説明の方は、以上でございまして。どうぞよろしく願いいたします。

○小谷野晴夫副議長 ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明について、ご意見等がありましたら、発言をお願いします。

4番、坂口議員。

○4番(坂口進治議員) はい。野木町でもアンケートを実施したところ、50%以上の方がごみの減量に本当になるのかっていうご心配と、もう一つは、価格自体が競争されると思うのですが、今現在、ごみ袋買っているのと、どのぐらい要するに高くなるのかとそれが結局お金が高くなるということをここに非常に経済負担をなくすというふうに書いてあるのですが、だいたいどのぐらいになるというふうに予想されているのでしょうか。

○小谷野晴夫副議長 答弁。深水政策課長。

○深水尚之政策課長 はい。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず一つ目のご質問、この導入に当たっての効果というところでございますけれども、先ほどご説明の中でもお話ししており、国内で8割の自治体がすでに導入済みというところで、その結果ですね、かなり効果が実証されているところでございまして、具体的な効果の数値的な部分につきましては、現時点では明確にお答えすることは難しいところでございますけれども、非常に効果を期待しているところでございます。

それと2点目の価格につきましては、先ほどのご説明の中でも申し上げた通りでございまして、自由競争ということで実際に価格の方がいくらになるかということとはちょっと現時点で数値的なところはお示しできないところでございますけれども、なるべく現在の購入いただいている価格から、変わらないように上がらないように、低減化を図るような制度設計をさせていただいているところでございますので、そういった形でご理解いただければと存じます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小谷野晴夫副議長 4番、坂口議員。

○4番（坂口進治議員） 先ほどの効果については、実際のなどのぐらい減量できたっていうのをやっぱり説明会、この最終的な説明会も、多分なと思うのですが、やっぱり住民の方、他の自治体もそうですけど、住民の方が納得できるような説明をしていかないと、要するに何でお金が増えるのだろうと、それで本当にごみの減量になるのだろうっていうのがですね、非常に心配になって私のところにも何人も来てらっしゃるのですよ。本当に上がるのっていう、金額的には私もよくわからないので、ちょっとわかりませんという答えしかできないんですね。それはやっぱりこちらの方でもはっきりした答えっていうか皆さんにお伝えする。それをやっぱり理解していただくっていうふうにやらないと。不法投棄のごみが増えるんじゃないとか、いろんな心配が来るので、その辺のことをですね、もう少しこう、こうするっていうやり方を徹底していただきたいと思うのですけどその辺いかがですか。

○小谷野晴夫副議長 答弁。深水政策課長。

○深水尚之政策課長 はい。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

先ほど私の方でちょっと説明が不足してございましたけれども、効果の部分ですけれども、具体的な数値といたしましては、参考になるものがございまして、家庭系のごみと事業系のごみとそれぞれ具体的な数値がございまして、だいたい、家庭系のごみに関しましては7%から8%ほどの効果が実績としてございまして、また事業系のごみにつきましては、ある先進自治体の具体的な数値で11.5%という数値がございまして、そういったことで効果があるものと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小谷野晴夫副議長 他にありませんか。

8番、渡辺議員。

○8番（渡辺一男議員） ありがとうございます。

ただいまの説明の中で関連するのですが、小山市等のクリーン作戦で使われているボラン

ティアの袋あります。あれは、今後どういう扱いになりますか。

○小谷野晴夫副議長 答弁。深水政策課長。

○深水尚之政策課長 はい。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

クリーン作戦等でお使いいただいている袋につきましては、これは小山市だけの話になって恐縮ですけれども、環境課の方でいわゆるボランティア用の袋ということでご用意させていただいているところがございます。その袋は小山市のみの話になりまして、今後ですね小山市を含めまして各市町とその点につきまして、検討していかなければならない課題というふうにとらえているところがございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小谷野晴夫副議長 他にありませんか。

3番、宮崎議員。

○3番（宮崎美知子議員） この可燃ごみについてこれから指定袋が導入されるということでありまして、いわゆる集めたごみを処理するのは、小山広域として一括して処理するわけですが、収集方法というのは、多分、自治体ごとに収集しているのかなと思うのですが、このあたりはそんなふうな意味で収集方法の一部、一環だと思うのですが今回の指定袋は、それはあれでしょうか。各市町の判断ということで最終的にはなるのでしょうか。それともここで決めてくからもう有無を言わず、指定袋にしていくってということなのでしょうか。

○小谷野晴夫副議長 答弁。細島事務局長。

○細島讓事務局長 ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

この指定袋基本方針案につきましては、組合独自で定めたものではございません。小山市、下野市、野木町、私ども組合が協議をした上で合意を持って定めてきたものでございまして、ある1自治体が離脱するということを現在は想定しておりません。2市1町が同じタイミングで同じ方法でスタートするというふうな考えで進めてきております。

以上でございます。

○小谷野晴夫副議長 3番、宮崎議員。

○3番（宮崎美知子議員） ということは、決まったことをこのごみ収集する、各自治体は全て同じ形で同じ方法で、これを導入してくってということだということですね。それで続けての質問なのですが、この可燃ごみの中には当然、資源ごみとなる紙類なども多く含まれると思うのですが、私ごとで恐縮ですけれども、うちは新聞をたくさん取ってまして。その新聞を取ると集金の際に紙袋、いわゆるスタンド型の自立型の袋を何枚か置いてくれるのですが、結構それに、単に新聞の読んだものを入れるっていうだけではなくて、いわゆる紙類をペシャンコにして全部こう入れてしまうのですが、今、非常に新聞を取っていないお宅も多いというふうに聞いておりますけれども、そのように燃えるごみの中に含まれるその紙類、これを分別する。そういうふうな方向というか器として、いわゆる販売店は、今うちは販売店からもらっておりますので、意外とスーパーに売ってないのですが、そのようなものを一緒に各世帯に配布するとか、何かそういったふうなものをしなければ、結局ごみが、減量には何かちょっとならないのではないかなとい

うふうに思うのです。というのは紙類が非常に多いと思いますので、ですから、やっぱり燃えるごみの中から紙類をきちっと分類しないと、やっぱり本当の意味での減量化はできないのではないかなと思うのですが、そのあたりはすでに案として何か対策を練っておられるのでしょうか。

○小谷野晴夫副議長 答弁。細島事務局長。

○細島讓事務局長 はい。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今、宮崎議員ご指摘のとおりなのですが、恐れいりますが先ほどの資料の別紙2の4ページをお開きいただければと思います。棒グラフと下に円グラフがついたページになります。今、宮崎議員がおっしゃったように、燃やすごみの中に2割ほど資源となる紙類や、プラ、容リプラですね、これらが含まれています。これを分別していただいて、ごみを減らそうというのが今回の指定袋導入の最大の目的になります。今おっしゃった雑紙等を分別する袋、これにつきましては検討案の中にありまして、下野市では過去にすでに実施した経緯がございます。その中で、分別袋自体がごみになってしまうなどという意見もありまして、全ての自治体小山、下野、野木全部がそれを採用しているわけではございませんので、そういった方策も1施策としては考えているところでございます。いずれにしましても、今回の指定袋、これにつきましては、分別を徹底する、この契機にするために指定袋を導入するという目的で導入する計画となっております。

以上でございます。

○小谷野晴夫副議長 他にありませんか。

9番、佐藤議員。

○9番（佐藤忠博議員） ご説明ありがとうございました。

このごみ袋制度、指定のごみ袋制度というものが進んでいく中で、例えば一部の方にはなかなかその分類の仕方がわからないと、例えば特に外国人の方だと思うのですが、ごみ袋の中の言語の中に9言語というふうにありますけれども、これにより正しく分別ができなくなる外国人の方がいらっしゃるという非常に地域としても大変な状況、先ほどありましたけれども、不法投棄の要因も繋がるのかなというふうに思いますので、その外国人の方への周知というののはどのように考えてますでしょうか。

○小谷野晴夫副議長 答弁。深水政策課長。

○深水尚之政策課長 はい。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今現在ですね、ごみの出し方などにつきまして、冊子等ご用意させていただいているところかと思うのですが、皆様よくご存じだと思うのですが、そちらの方もすでに多言語化されているところがございます。例えば小山市であれば8言語で対応しているようなところもございまして、まずその冊子ですね、そちらの方をよくご活用いただけるような形に取り組めればなというところがございます。今回新たな制度を導入するというところでございますので、議員ご指摘の点につきましても、今後周知PRに工夫を加えていく必要があるのかなというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○小谷野晴夫副議長 他にありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

---

(3) 小山広域保健衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について

○小谷野晴夫副議長 ないようですので、次に(3)の「小山広域保健衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について」、事務局から説明をお願いします。

深水政策課長。

○深水尚之政策課長 はい。「小山広域保健衛生組合一般廃棄物処理基本計画の改定について」、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料3をご覧ください。

組合では、平成20(2008)年度に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づきまして、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定して以来、平成26(2014)年度、令和元(2019)年度に改定を行いまして、現在の計画期間は平成21(2009)年度から令和9(2027)年度までの19年間となっております。計画の中で概ね5年毎に見直しを行うこととしてございまして、今年度、改定を実施するものでございます。

「1 主な改定の内容について」でございしますが、

(1) 現在の廃棄物処理の状況を分析して改めて将来予測を行い、これに基づく適正な処理計画を立案すること。

(2) 現行の計画で定められている廃棄物減量化施策の評価検討を行うこと。

この2点が主な計画の内容になりますけれども、今回はこれに加えて、

(3) 廃棄物減量化施策として、指定ごみ袋制度の内容などを定めた「指定ごみ袋制度基本方針」を盛り込むこと。

(4) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4年施行）」など、新たな法令等に即した内容を検討し、見直しを行うものでございます。

次に、「2 スケジュールについて」でございしますが、本計画は構成市町で定める一般廃棄物処理基本計画と密接不可分な関係にございますので、改定に当たっては市町と連携しながら進めてまいります。具体的には次ページの表にまとめてございますので、そちらをご覧ください。なお、表の右側に指定ごみ袋制度基本方針の欄がございしますが、先ほどご説明いたしました指定ごみ袋制度基本方針の策定を本計画の改定と並行して進めていくことで、来年1月に予定しておりますパブリックコメントを本計画と併せて実施するとともに、今年度末には指定ごみ袋制度を廃掃法に基づく本計画の一部として位置づけるものでございます。

説明は、以上でございします。

○小谷野晴夫副議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

---

(4) 廃棄物処理処分業者評価検討会議について

○小谷野晴夫副議長 ないようですので、次に(4)の「廃棄物処理処分業者評価検討会議について」、事務局から説明をお願いいたします。

深水政策課長。

○深水尚之政策課長 「廃棄物処理処分業者評価検討会議について」、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料4をご覧ください。

「1 検討会議の趣旨について」でございますが、本会議は、組合が過去に一般廃棄物処理委託に関して、訴訟の末に多額の損失を発生させた事案への反省から、再発防止の取り組みとして設置したものでございます。

組合が廃棄物を中間処理した後の焼却灰や処理困難物の処理処分を委託する事業者を対象に、信頼性・透明性等の観点から、2年毎に評価しているものでございます。

委員につきましては、事務局長、構成市町の担当課長及び学識者で構成されてございます。

次に、「2 廃棄物処理処分業者評価の流れについて」でございますが、まず評価対象業者への事前調査を6月から8月にかけて実施いたしまして、事前調査の実施状況や現地確認につきまして、協議を行う1回目の評価検討会議を8月に行います。9月から11月にかけて、廃棄物処理処分業者施設の運転管理状況や環境対策、情報開示に対する対応等について現地確認を行いまして、これらの調査内容を踏まえて、12月の第2回評価検討会議で評価を実施する予定でございます。

説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○小谷野晴夫副議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

---

(5) 小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業の進捗について

○小谷野晴夫副議長 ないようですので、次に(5)の「小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設・運営事業の進捗について」、事務局から説明をお願いします。

細島事務局長。

○細島讓事務局長 はい。「小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業の進捗について」、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料5をご覧ください。

小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業は、昭和61年4月から稼働している160t焼却施設の更新施設として、ごみ発電設備を備え、循環型社会・カーボンニュートラルに寄与する焼却施設の新設を進めております。

今回、新たな議員の皆様がいらっしゃることから、まずは本事業についての経緯からご説明させていただきます。

1. 第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業の経緯について、別紙1をご覧ください。

本事業は、第1期70t焼却施設建設時に策定した平成23年度「エネルギー回収推進施設等整備基本構想」に基づき、令和2年度に「第2期エネルギー回収推進施設基本設計」を策定いたしま

した。

基本設計におきましては、懸案であった下野市石橋地区の燃やすごみを本施設の処理対象とすること、また、近年頻発する災害に対応するため、国の通知等に基づき災害廃棄物処理量を見込むことによる施設規模を設定いたしました。処理能力は、2炉構成で1日あたり180tを処理できるように設定しております。

また、国の循環型社会形成推進交付金対象事業として実施するため、高効率廃棄物発電を実施することなどを決定いたしました。

令和3年度からは、この基本設計に基づき、学識経験者等を交えた、「第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業者選定委員会」を設置し、事業方式を第1期事業と同様に公設民営方式にすること、総合評価一般競争入札にて実施することなどを決定してまいりました。

この選定委員会におきましては、事業の要となる「要求水準書」の審査や事業規模・処理方式・事業費等について、廃棄物部門、環境部門、建築部門、法律部門等の各学識者のご意見をいただきながら、作業を進めてまいりました。

ここでまとめた「要求水準書」をもとに、令和4年4月に入札公告を行い、事業者選定を進めた結果、令和4年12月に事業者が決定され、令和5年3月9日に議会の議決を得て、本契約を締結いたしました。

2ページをご覧ください。裏面になります。本事業の契約内容についてご説明申し上げます。

初めに、「建設工事請負契約の締結について」でございますが、建設工事に関しましては、請負代金額が229億4,600万円、工期は令和9年3月31日までの約4年間でございます。契約の相手方は、荏原・佐藤・板橋・斉藤・小林特定建設工事共同企業体でございます。

続きまして、「運營業務委託の契約締結について」でございますが、委託料は175億8,900万円、業務期間は、ごみ計量棟、新設直接搬入ヤード、古紙・古布貯留棟の運営が令和7年4月1日から令和29年3月31日までの22年間でございます。第2期エネルギー回収推進施設全体の運營業務期間は、令和9年4月1日から令和29年3月31日までの20年間でございます。

契約の相手方は、株式会社おやま2期Eサービスで、施設運営のために設立した特別目的会社となります。

別紙2に完成時の全体配置図、裏面別紙3に鳥瞰図を添付しておりますので、それぞれご参照をお願いいたします。

恐れ入ります。資料5にお戻りください。

2.進捗状況についてでございますが、第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事は、現在実施設計を行っております。令和6年1月頃に土盛り工事を一部分で開始いたしますが、本格的な工事となりますのは、来年度となる予定でございます。本年度は、実施設計と工事に向けた仮設工事及び新たに都市計画決定された中央清掃センター西側の区域の土壤汚染状況調査を行う計画でございます。

次に、3.特別高圧接続についてご説明申し上げます。本事業は、ごみ発電設備を備え、発電した余剰電力を売電する計画でございます。そのためには、特別高圧への接続が必要ですが、近隣に

特別高圧線が存在しないため、南小山変電所から中央清掃センターまで約4キロに渡り、地中埋設で特別高圧線を敷設する工事を東京電力パワーグリッド株式会社と令和4年11月に契約を締結いたしました。敷設工事は、令和4年11月から令和8年8月までの約4年間で実施する計画でございます。

令和4年度につきましては、地中管路工事に伴う関係機関との協議、測量及び基本設計を実施いたしました。現在は、実施設計を進めており、令和8年度の完成に向けて工事を進めることを確認しております。

ここで恐れ入ります。別紙4をご覧ください。A4横になります。

特別高圧接続の契約内容についてご説明申し上げます。

受電電圧は6万ボルト、最大受電電力は4,970キロワットでございます。接続予定は令和8年8月で、工事費負担金は16億728万8,100円となっております。南小山変電所から中央清掃センターまでの敷設ルートにつきましては、下図の赤線で引いたルートを通ってくる計画となっております。

説明は、以上でございます。

○小谷野晴夫副議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

12番、福田議員。

○12番（福田幸平議員） はい。ご説明ありがとうございます。

参考までにお聞きしたいのですが、この特高の電線接続ルート書いてありますけれども、中央センターのその手前の別紙2の中で、平図のところ、特高の出口になる部分というのはだいたいどの辺りなのか教えてください。

○小谷野晴夫副議長 答弁。細島事務局長。

○細島譲事務局長 はい。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

別紙2の全体配置図をご覧くださいと思いますが、こちらの左下、青で色づけされて、ちょっと字が小さくて見えづらいですが、特高受変電設備棟という建物を造る計画でございます。ここに特別高圧線を引き込んで、受電それから売電をする計画でございます。

以上でございます。

○小谷野晴夫副議長 他にありませんか。

7番、秋山議員。

○7番（秋山幸男議員） 実施設計ができるということではありますが、過去ですね、保健衛生組合で様々なところを研修してきたわけです。その研修した中で、何か今回のこの工事に活かされている部分とか、こういうことが研修した中で、素晴らしいことなので取り入れてありますよとか、そういうものがありますか。それと、実施設計ができた中で、いつ我々議員にですね、説明をするのか、その予定を教えてください。

○小谷野晴夫副議長 答弁。細島事務局長。

○細島譲事務局長 はい。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今の2期施設本体のお話ということでよろしいでしょうか。はい。2期施設の実施設計についま

しては、現在進めているところでありまして、まだ成果品が上がっているわけではございません。その前段の、基本計画ですね、その部分でありまして、まだ成果品は上がっておりません。現在まさに事業者と組合とで協議をして進めているところでございます。なのでまだ成果品、検収というのがございません。

○7番（秋山幸男議員） 今後ですね、実施設計ができた中で、研修行っていて、自分たちで建設するのは、どういうふうなものが作られるのか、我々は、一向に説明も受けてないしわからないわけですよ。完成した中でこういうものができましたが、ご覧くださいじゃなくて、実施設計ができた中で、我々にこういうものが出来ますよ。そんな中で何か意見が何かありましたらとか、少なくともそのぐらいのことはやってしかるべきだと思うのですが。

その予定があるかどうか。

○小谷野晴夫副議長 答弁。細島事務局長。

○細島譲事務局長 はい。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今まさに進めているところですので、今年度の次の議会あるいは、3月の議会で何かしらの形で報告と説明、細かいところまでさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小谷野晴夫副議長 他にありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

---

#### （6）小山聖苑指定管理者制度導入について

○小谷野晴夫副議長 ないようですので、次に（6）の「小山聖苑指定管理者制度導入について」、事務局から説明をお願いいたします。

伊澤施設課長補佐。

○伊澤勇施設課長補佐 はい。それでは、「小山聖苑指定管理者制度導入について」、ご説明申し上げます。

恐れ入ります、資料6をご覧ください。

概要につきましては、前回の議員説明会にて説明しておりますが、新たな議員もいらっしゃるということから、再度説明させていただきます。

小山聖苑では、令和3年度より3年間の民間委託を実施しており、更新したばかりの火葬炉を守るために火葬業務と受付・施設維持管理業務を分けております。より円滑な業務遂行及びサービス向上を図るため、令和6年度から、指定管理者制度を導入いたします。

債務負担行為につきましては、事業名が小山聖苑指定管理者制度に伴う管理経費、設定期間が令和5年度から令和10年度、限度額は5億9,740万円で、年度別の予定額は令和5年度が0円、6年度が1億2,014万5,000円、7年度が1億2,623万5,000円、8年度が1億1,490万円、9年度が1億2,311万円、10年度が1億1,301万円で、3月に行われた令和5年第1回議会定例会にて、議決をいただいております。

次に、選定スケジュールですが、6月7日から募集要項を配布し、6月27日の現場見学会には、8社が参加しました。申請書類の受け付けは、6月27日から8月4日まででございます。今後の

スケジュールといたしましては、8月下旬に開催予定の選定委員会において、申請者によるプレゼンテーションを行い、指定管理候補者を選定いたします。11月の議会定例会において議決をいただいた後、基本協定の締結、令和6年1月から3月にかけて事務引き継ぎ、このときに来年度から導入する予約システムの操作講習を受けていただきます。そして、4月1日から指定管理の開始となります。

次に、別紙1の小山聖苑指定管理者募集要項をご覧ください。

主なところを説明させていただきます。

2ページの3. 指定管理者が行う業務といたしまして、5項目記載しておりますが、詳細については別紙2、後ろにあります。小山聖苑指定管理業務仕様書にまとめております。戻りまして、その下4. 管理の基準等、5. 職員の配置を明記し、3ページは、6. 指定管理期間として、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で予定すること。7. 使用料金について、利用料金制度を採用せず、利用者が支払う利用料金は、すべて組合の収入とすること。8. 指定管理業務に要する経費では、指定管理料の上限額と組合が指定管理者に支払う指定管理料は、収支予算書で示された額を基に会計年度ごとに予算の範囲内で組合と指定管理者とが協定を締結して支払うことなどを明記しております。

4ページは、9. 責任分担に対する方針、10. 損害賠償及び不可抗力を、5ページは、11. 応募資格に関する事項を明記しております。

続きまして8ページですが、8ページは14. 申請書類について、9ページは15. 選定方法及び基準として、指定管理者選定委員会にて別表2「指定管理候補者選定基準」に基づき選定することを明記しております。

14、15ページの別表2「指定管理候補者選定基準」をご覧ください。

選定基準は5項目、審査項目は13項目で評価点は合計で100点とします。

今回の指定管理者導入にあたり、火葬炉を守ることを最優先とするため、単純な価格のみの評価ではなく、炉修繕の考え方の提案を重視しております。そのため、提案価格の比較は行っておりません。

施設の適正な維持管理及び安定した管理を重視しており、配点については、選定基準の3「施設の適正な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるもの」と、4「施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること」を、各々30%と重点を置いております。

9ページにお戻りください。

17. 指定管理者の指定及び協定の締結では、議会の議決を経て指定管理者として指定された後の協定について明記しております。

以上が、指定管理者募集要項の説明になります。

資料6に戻りください。選定委員ですが、小山聖苑指定管理者選定委員会設置要綱により、斎場に関する有識者として、一般財団法人葬務事業振興会代表理事の「喜多村 悦史」氏、関係市町の部長として、今泉 小山市市民生活部長、直井 下野市市民生活部長、森 野木町町民生活部長、そ

の他管理者が必要と認める者として、八木 外城自治会長の5名に委嘱しております。

最後に、予約システムの導入について説明いたします。

指定管理者制度の導入に合わせ、小山聖苑の予約システムを導入します。クラウド型の予約システムとし、24時間365日受付が可能となります。なお、クラウド型とはインターネットを利用してシステムを利用する形式のことで、従来のように専用の機器類を設置する必要がないため、インターネットの接続環境とパソコン等のデバイスさえあれば、比較的容易にシステムを導入、利用することができます。

空き状況については予約専用のホームページから誰でも閲覧が可能ですが、予約はあらかじめ割り振ったIDにより、指定管理者や葬祭業者が行うことを想定しております。

ただし、個人で聖苑を利用したい方もおりますので、市町に問い合わせがあることも予想されます。構成市町の担当課で問い合わせを受けた際には、直接市町でも予約や確認ができるような構成としております。

今後は、8月の入札、契約を予定しております。

説明は、以上でございます。

○小谷野晴夫副議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

4番、坂口議員。

○4番（坂口進治議員） はい。ちょっと読み込みが浅いので、一つだけ確認をさせてください。

野木町ではゆーらんどというところが、指定管理者を途中でおりるということがありました。この場合、そういうことはないという想定されていると思うのですが、もしそういうことがあった場合、どのようにこういう対処するのか。それがどこに書いてあるのかちょっと教えていただきたい。

○小谷野晴夫副議長 答弁。伊澤施設課長補佐。

○伊澤勇施設課長補佐 まず、指定管理者につきましてはですね、今回指定管理を導入する経緯といたしましては、現在聖苑施設内にですね、火葬と受付施設維持管理業務の2業者が入っているため、連携がスムーズにいかないことがあったということがありまして、今回、指定管理の導入ということを検討した次第でございます。それによりですね、1事業者に統合されるため、その部分では組合との連携は間違いなくスムーズになると考えてございます。また、指定管理者としてですね、実際に今後これからですね、評価を行いますので、先ほど議員さんがおっしゃったような心配な部分につきましてはですね、安定的な経営を行うというところでですね、こちらも評価をしていきたいというふうに考えております。またそれによりですね、必然的に今後の対応とか、そういうサービスの向上も期待できるというふうに考えております。

一応ですね、それで野木町のゆーらんどさんの件もございしますが、一応、そのような火葬場ということもあり生活に必ず必要な施設ということもございしますので、そのようなことがないような評価を行っていききたいというふうには考えてございます。

○小谷野晴夫副議長 4番、坂口議員。

○4番(坂口進治議員) はい。今のお答えの中で、ちょっとそのような評価を絶対間違えないよ  
うということで、そのようなことは考えていらっしゃらないということで、お答えでいいのですよ  
ね。今のお話ですと。

○小谷野晴夫副議長 伊澤施設課長補佐。

○伊澤勇施設課長補佐 はい。先ほどおっしゃいましたように、火葬ということは、なくてはなら  
ない部分ということがありますので、そのようなことがないというふうに考えた上でですね、その  
ようなことがないような評価ということで進めていきたいというふうを考えてございます。それで  
業者といたしますかね、指定管理者を選定していきたいというふうを考えてございます。

○小谷野晴夫副議長 12番、福田議員。

○12番(福田幸平議員) はい。坂口議員の質問に付随してご質問いたします。

事前の現場見学会の方に8社参加されたという話だったのですけども、その8社ですね、差し支  
えがない程度で結構なので、県内外の率、何社ずつかと、その8社のうち、すでにこういった施設  
の指定管理導入実績があるなしが何社ずつなのかっていうのを参考までに教えてください。

○小谷野晴夫副議長 伊澤施設課長補佐。

○伊澤勇施設課長補佐 はい。業者8社のうちですね、まずは、今現在ですね小山聖苑の業務に携  
わっている業者というのが3社ありますが、3社は今回の見学会に参加してございます。その他で  
すね、宇都宮の斎場の方に携わっている業者というのも1社きておまして、ただ、事業者としま  
しては、県、会社としては県外に本社のある業者ということになります。また、その他ですね、県  
外の斎場に携わっている業者というところも、この中では1社、ないし2社ですね見えてございま  
す。

以上です。

○小谷野晴夫副議長 12番、福田議員。

○12番(福田幸平議員) そうなると、今回のこの該当8社のうち、実績ありが8社とも実績あ  
りということでよろしいですか。

○小谷野晴夫副議長 答弁。伊澤施設課長補佐。

○伊澤勇施設課長補佐 はい。私どもの方の確認の中ではですね、8社のうち、はっきりわかって  
いるのは7社について、他の自治体においても実績があるというふうの確認してございます。

○小谷野晴夫副議長 他にありませんか。

はい。答弁。細島事務局長。

○細島讓事務局長 はい。先ほど坂口議員が質問した指定管理が駄目になった場合というところ  
ですけども、資料の別紙2に小山聖苑指定管理業務仕様書というのが添付してございます。こちら  
の17ページに、16番指定の取り消しという項目がございまして。ここでは、こういった状況にな  
ったら指定を取り消しますよと書いてあるのですが(2)で組合が受けた損害は指定管理者が賠償  
するということで、管理の引き継ぎに係る費用等については指定管理者の負担とするということに  
なっておりまして、もしそのような事態が発生した場合には、例えば現在火葬業務を実施している  
事業者と随意契約するとか、そういった事態になると思いますが、その場合の費用負担は指定管理

を撤退した受注者に請求するというような形を考えております。

以上でございます。

○小谷野晴夫副議長 他にありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

---

(7) ペットボトルの水平リサイクルに関する協定について

○小谷野晴夫副議長 それでは、ないようですので、次に(7)の「ペットボトル水平リサイクルに関する協定について」、事務局から説明をお願いします。

深水政策課長。

○深水尚之政策課長 はい。それでは「ペットボトルの水平リサイクルに関する協定について」、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料7をご覧ください。まず、「1概要」でございますが、プラスチックは私たちの生活に利便性と恩恵をもたらしてくれる有用な物質でございますが、焼却処分時に排出される温室効果ガスや自然生態系に影響を及ぼす海洋プラスチックごみなどが深刻な問題となっております。

一方、ペットボトルの水平リサイクル、いわゆる「ボトル to ボトル」、省略して「BtoB」とも言われますが、これは新たな石油資源を使わず、ペットボトルを何度も同じペットボトルとして再生し、資源を長期循環することで、プラスチックごみの減量及び温室効果ガス排出量の削減が可能となりますことから、環境保全と資源活用を両立させる画期的な手法として注目されているところでございます。

このことにつきまして、小山市は、令和4年度にサントリーホールディングス株式会社様及び協栄産業株式会社様からの提案を受けまして、下野市、野木町及び本組合の行政側4者と、サントリー食品インターナショナル株式会社様、サントリーホールディングス株式会社様、協栄産業株式会社様及びジャパンテック株式会社様の民間4者、計8者が協力してペットボトルの水平リサイクルを行うことで合意いたしまして、協定を締結する運びとなりました。

本協定式につきましては、小山市の「ゼロカーボンシティ&ネイチャーポジティブ宣言」イベントと併せまして、令和5年10月1日に行う予定でございます。

「2添付資料」でございますが、「ボトル to ボトル」水平リサイクルの意義といたしまして、新たな化石由来原料を使わずに、何度も「ペットボトル」として循環できる様子を図にしたものを別紙1に添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○小谷野晴夫副議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

11番、森田議員。

○11番（森田晃吉議員） はい。ご説明ありがとうございます。

僕自身のちょっと確認も含めて、3件ほど聞かしていただきたいと思っております。

まず、リサイクルがなされるまでの行程が、僕の認識で合っているかどうかという確認したいのですが、広域で集まってきた、いわゆるペットボトルを協栄産業さんにお渡しするっていう形になって、協栄産業さんがそのペットボトルをリサイクルというか洗浄っていう形になるか、わからないのですが、なったものを、サントリーさんにお渡しするという。サントリーさんがそれを製品化してジュースを入れて売るという形で合っているかどうか。というのをまず一点先にちょっと聞かせて下さい。

○小谷野晴夫副議長 答弁、深水政策課長。

○深水尚之政策課長 はい。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

広域で集めたペットボトルですね、こちら協栄産業さんにお渡しするところは、その通りでございます。協栄産業さんの方で集めた届けられたペットボトルを加工しまして、新たに再生ペットボトルの原料を協栄産業さんの方で作りまして、それを今度ペットボトルの製造する製造メーカーさんの方にお渡しするという流れでございます。預かったペットボトルを再生ペットボトルの原料にするまでが、協栄産業さんの役割というところでございます。

○小谷野晴夫副議長 11番、森田議員。

○11番（森田晃吉議員） ありがとうございます。

ちょっと僕も不勉強だったものですから、そこを確認したかったのがまず1点でありました。

2点目なんですけど、お金の流れもちょっと知りたいのですけれども、つまり、広域で集めたいわゆるペットボトルを協栄産業さんに渡すときに、要するに無償譲渡という形になるのか、あるいは、お金を払って引き取ってもらうという形になるのか、あるいは資源という意味で考えれば、それを売るという形になるのか、まずそれはどういう形になるのか。

○小谷野晴夫副議長 答弁、深水政策課長。

○深水尚之政策課長 はい。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今、議員おっしゃられた最後の売却するという形でございます。こちらの売却するというところで広域の自主財源になるというメリットもございまして、売却という形でございます。

以上でございます。

○小谷野晴夫副議長 11番、森田議員。

○11番（森田晃吉議員） ちょっとすいません、長くなっちゃって申し訳ないです。

ちなみにどのぐらい金額的には予想しているのでしょうか。

○小谷野晴夫副議長 答弁、深水政策課長。

○深水尚之政策課長 はい。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

こちらの売却価格に関しましては、年度を上期と下期半年ごとですね、半年ごとに価格を決めるような形になってございまして、今年度ですね、令和5年度の上半期の売却単価は参考までですけれども、82円、1キロ当たり82円でございます。

例えば、令和4年度、昨年度ですね、売却量としましては698tございまして、売却額が合計7,558万7,000円となっております。

また、遡りまして令和3年度、こちら売却量は687tでございまして、売却額が2,780万7,000円

となつてございます。かなり売却額に差がございますけども、これやはり先ほどお話しした売却単価が期によって変わって参りますので、その影響で差が出ているというところでございます。

以上でございます。

○小谷野晴夫副議長 11番、森田議員。

○11番（森田晃吉議員） はい。今の説明聞いてですね、非常にいい政策を三方よしといいますかですかね、いい形になるんだなあというふうに理解をさせていただきました。

最後にもう一点だけ、ちょっとしつこくて申し訳ないです。

これをやることでどのぐらいのCO<sub>2</sub>削減っていうのを見込んでいるのでしょうか。当然、ペットボトルを燃やすことがない、減るわけですからその分当然、半期で去年で698t分は燃やさないというか、その部分は浮いていくのだと思うんですけど。

○小谷野晴夫副議長 答弁、深水政策課長。

○深水尚之政策課長 はい。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

大変申し訳ございませんが、現時点でちょっと具体的な数値が手元にございませぬ。ちょっとお答えが難しいところでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○小谷野晴夫副議長 福岡係長。

○福岡篤政策係長 はい。ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、ペットボトル水平リサイクルすることによって、CO<sub>2</sub>の削減量がどれぐらいか、焼却することがなくなるということでお話があったかと思うのですが、これまでもですね、水平リサイクルの前も、リサイクルはされているものですから、まず、もともと焼却はされていなかったの、焼却されなくなることによってCO<sub>2</sub>が削減するということはまずない状態っていうのが一点でございます。

水平リサイクル、これまでのリサイクルと水平リサイクルとでどれぐらい差があったというお話なのですが。ペットボトルをペットボトルにしないリサイクルの仕方としてですね、ペットボトルから再生の繊維を作る、あとはプラスチックの製品を作るとかっていう方法がございます。その場合に比べてですね、ペットボトルから直接ペットボトルをつくることで70%ほどCO<sub>2</sub>が削減できる。というふうにエネルギーが削減されることによってですね、70%ほどCO<sub>2</sub>が削減されるというデータがございます。

ご説明以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○小谷野晴夫副議長 他にありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

---

(8) 令和5年7月10日の突風・雹害等によって発生した野木町、小山市の  
災害廃棄物処理について

○小谷野晴夫副議長 はい。ないようですので、「令和5年7月10日の突風・雹害等によって発生した野木町、小山市の災害廃棄物処理について」、事務局から報告がございますので、説明をお

願います。

細島事務局長。

○細島議事務局長 はい。申し訳ございません。資料の用意はございませんが、急遽でしたので、去る7月10日（月）の突風や雹害等によって発生した野木町、小山市の災害廃棄物処理について、現在の状況をご説明申し上げます。

野木町では7月11日（火）13時から2週間の予定で、町内5箇所に仮置き場を開設して災害廃棄物の回収にあたっております。

災害廃棄物の内容といたしましては、倒木や折れた枝など生木が最も多く、被災した建物や工作物を解体した木くずと合わせて、全体の約6割程度を占めております。他に、飛ばされた金属屋根や倒壊した工作物の壁に使われていたトタンなどの金属くず、割れた窓ガラス、破損した塩ビ波板、飛散したシート類などの廃プラスチックなどがございます。

一方、小山市では7月18日（火）から中央清掃センターの敷地の一部に仮置き場を開設し、被災者からの災害廃棄物の搬入要望に対し、個別対応しております。今後、これらの災害廃棄物につきましては、当組合がその処理を担当することになります。

野木町の仮置き場では、災害廃棄物の保管量が増加してきており、速やかな処理が求められているところでございます。現時点では、廃棄物の量など不確定な要素もございますが、組合の施設で処理できる可燃物などの廃棄物は、できるだけ組合で処理することを優先する一方、組合の施設では処理しきれない多量の廃棄物や、廃家電、がれきなどの処理困難物は、民間処理業者に外部委託する方針として、野木町、小山市、そして栃木県と協調しながら、速やかな処理に向けた準備を進めているところでございます。

説明は、以上でございます。

○小谷野晴夫副議長 ありがとうございます。

---

#### ◎その他

○小谷野晴夫副議長 その他、議員の皆様から何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

---

#### ◎閉会の宣言

○小谷野晴夫副議長 なければ、以上で本日の議員説明会を終了といたします。

この後、休憩をとりまして、午後4時45分から議会臨時会を開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。

午後4時32分 閉会